

# 令和6年度 第1回 埼玉県県庁舎再整備懇話会 次第

日時:令和6年11月26日(火)  
10:30~12:00  
場所:オンライン会議(ZOOM)

- 1 開会
- 2 知事あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長、副会長の選出
- 5 議題
  - (1) 県庁舎の状況について
  - (2) 懇話会の進め方について
  - (3) これまでの検討経緯等について
  - (4) 県庁舎の位置に関する意見について
- 6 閉会

# 県庁舎再整備懇話会 委員名簿

## 【県庁舎再整備懇話会 委員】

(要綱第3条(1)委員(学識経験を有する者))

氏名	所属等	備考
稻継 裕昭	早稲田大学 政治経済学術院 教授	
磐田 朋子	芝浦工業大学 副学長	
齊藤 正人	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	
布柴 靖枝	文教大学人間科学部 教授	
水村 容子	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授	欠席

(要綱第3条(2)委員(県行政に関わりのある団体の者))

氏名	所属等	備考
井上 健次	町村会 毛呂山町長	
宇野 三花	埼玉県商工会議所女性会連合会 会長	
坂本 富雄	埼玉県農業協同組合中央会 会長	
田中 一	埼玉県障害者協議会 代表理事	
松山 真記子	埼玉県医師会 常任理事	代理出席(村田事務局長)
山川 百合子	市長会 草加市長	代理出席(高橋副市長)

(要綱第3条(3)委員(県議会議員))

氏名	所属等	備考
田村 琢実	埼玉県議会議員	

(敬称略、五十音順)

# 本日の議題

1

県庁舎の状況について

2

懇話会の進め方について

3

これまでの検討経緯等について

4

県庁舎の位置に関する意見について

# 本日の議題

1

県庁舎の状況について

2

懇話会の進め方について

3

これまでの検討経緯等について

4

県庁舎の位置に関する意見について

# 県庁舎の状況について －建物概要、敷地概要－

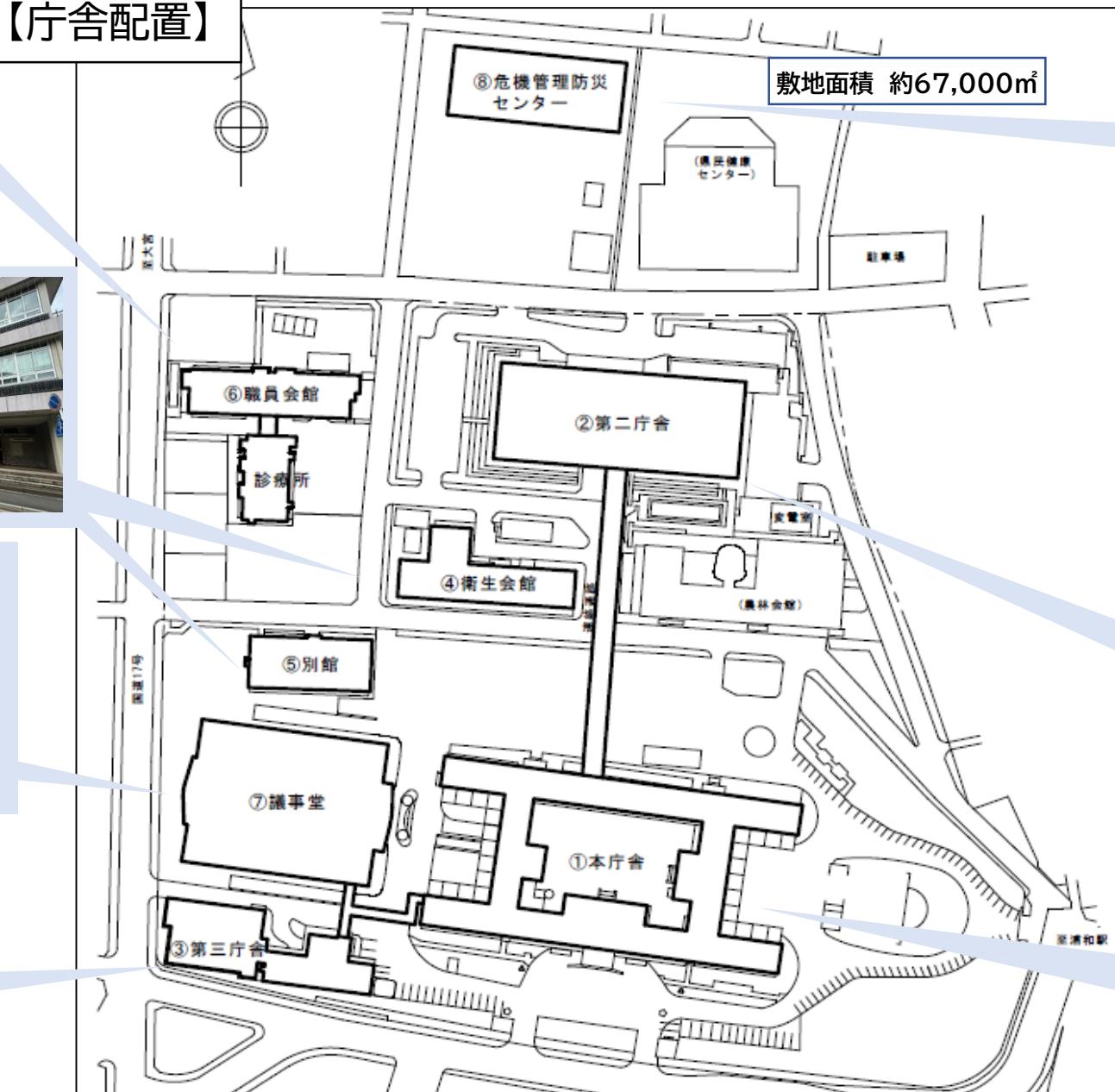
- 本県では、平成27年度に「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」を策定し、建物の目標使用年数を80年としている。そうしたなか、県庁舎で最も古い本庁舎については令和6年度に築73年を迎えることになる。
- 県庁舎は、本庁舎、第二庁舎など8つの棟に分かれており、延床面積は合計で約9万6千m<sup>2</sup>、敷地面積は約6万7千m<sup>2</sup>となっている。

建物概要					
施設名	建設年度	築年数 (R6時点)	構造・階数	建築面積	延床面積
1.本庁舎	S26~30	73~69年	RC造 地上5階/地下1階	3,672m <sup>2</sup>	22,836m <sup>2</sup>
2.第二庁舎	S48	51年	SRC造 地上10階/地下2階	2,234m <sup>2</sup>	33,514m <sup>2</sup>
3.第三庁舎	S38・54	61・45年	RC造 地上5階/地下1階	1,996m <sup>2</sup>	6,358m <sup>2</sup>
4.衛生会館	S35	64年	RC造 地上3階/地下1階	929m <sup>2</sup>	3,091m <sup>2</sup>
5.別館	S42	57年	RC造 地上3階/地下1階	697m <sup>2</sup>	2,784m <sup>2</sup>
6.職員会館・診療所	S45	54年	RC造 地上5階/地下1階	889m <sup>2</sup>	6,458m <sup>2</sup>
7.議事堂	S58	41年	RC造 地上5階/地下2階	3,270m <sup>2</sup>	18,065m <sup>2</sup>
8.危機管理防災センター	H22	14年	RC造 地上2階	1,532m <sup>2</sup>	2,998m <sup>2</sup>
合計				15,219m <sup>2</sup>	96,104m <sup>2</sup>

# 県庁舎の状況について -建物概要、敷地概要-



【庁舎配置】



# 本日の議題

1

県庁舎の状況について

2

懇話会の進め方について

3

これまでの検討経緯等について

4

県庁舎の位置に関する意見について

# 懇話会の進め方について①

## 【目的】

令和13年度には最も古い県本庁舎が、「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」で目標使用年数としている建築後80年を迎える。こうした中、県では、デジタルトランスフォーメーションなどの社会変革を考慮した県庁舎の再整備について検討しているところである。

そこで、幅広く意見を聴取するため、県庁舎再整備懇話会を設置する。

## 【所掌事項】

県庁舎再整備に関すること、県庁舎の位置に関すること等について、意見及び提言を行う。

## 【構成】

学識経験者及び県行政に関わりのある団体の者等から構成

## 【会議】

原則、公開とする。

## 懇話会の進め方について②

- 令和2年度以降、県庁舎再整備検討委員会等で県庁舎再整備に係る課題等について検討を進めてきた。
- これまでの検討結果を踏まえ、令和7年度からの基本構想の策定に向けて準備を進めている。
- 県庁舎再整備懇話会を年2回程度開催し、基本構想(案)に対するご意見をお伺いしていきたい。

### 【今後のスケジュール案(イメージ)】

年度	令和2年度 ～令和5年度 (2020～2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
再整備に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・課題の整理</li><li>・将来の県庁舎の在り方の検討</li><li>・機能の検討</li><li>・県庁舎の位置の検討 など</li></ul>		基本構想の策定	
県庁舎再整備懇話会		第1回	第2回	第3回 第4回 第5回 <small>(令和7年度以降の開催は予定)</small>

基本構想：基本理念・基本方針、導入する機能、規模、建物配置、事業費など、県庁舎整備の基本的な考え方をまとめたもの

# 本日の議題

1

県庁舎の状況について

2

懇話会の進め方について

3

これまでの検討経緯等について

4

県庁舎の位置に関する意見について

# これまでの検討経緯等について(検討経緯1/2)

【令和元年度】

## 「県庁舎建替え等検討特別委員会」における検討 －県議会特別委員会の設置－

提言 I 速やかに解決すべき県庁舎の課題について

- ①執務環境の改善 ②快適な室内環境の確保 ③セキュリティの向上 ④狭隘化や分散化の解消 ⑤ICTへの対応  
⑥供用スペースやオープンフロアの確保

II 将来に向けて検討すべき県庁舎の在り方について

- ①専門的な見地・客観的なデータによる分析検証と幅広の検討 ②検討組織の立ち上げ ③開かれた議論と議会との連携  
④民間企業や市町村の資金等の活用 ⑤財源確保の検討 ⑥警察本部の独立庁舎化 ⑦将来必要とされる庁舎機能への対応



【令和2年度】

## 「県庁舎問題検討会」における検討 －庁内検討組織の設置－

県庁舎に係る課題、県庁舎の在り方に関すること等について検討



【令和3年度】

## 「県庁舎再整備検討委員会」における検討 －新たな検討組織の設置－

DX等による社会変革を見据えた将来像等について検討



【令和4年度】

## 「県庁舎再整備検討委員会」における検討

将来の働き方に関すること等について検討

# これまでの検討経緯等について(検討経緯2/2)

## 【令和5年度】

「県庁舎再整備専門家会議」における検討 －検討委員会の部会として専門家会議を設置－

将来を見据えた働き方、県庁舎・オフィス像等について検討

「県庁舎再整備検討委員会」における検討

将来を見据えた働き方、県庁舎・オフィス像等について検討



## 【令和6年度】

「県庁舎再整備専門家会議」における検討

機能(利便機能、環境性能、危機管理)、働き方・執務スペース、県庁舎の位置について検討

県民等向けアンケート、職員向けアンケートの実施

県庁舎の位置や機能等についてアンケートを実施

「県庁舎再整備検討委員会」における検討

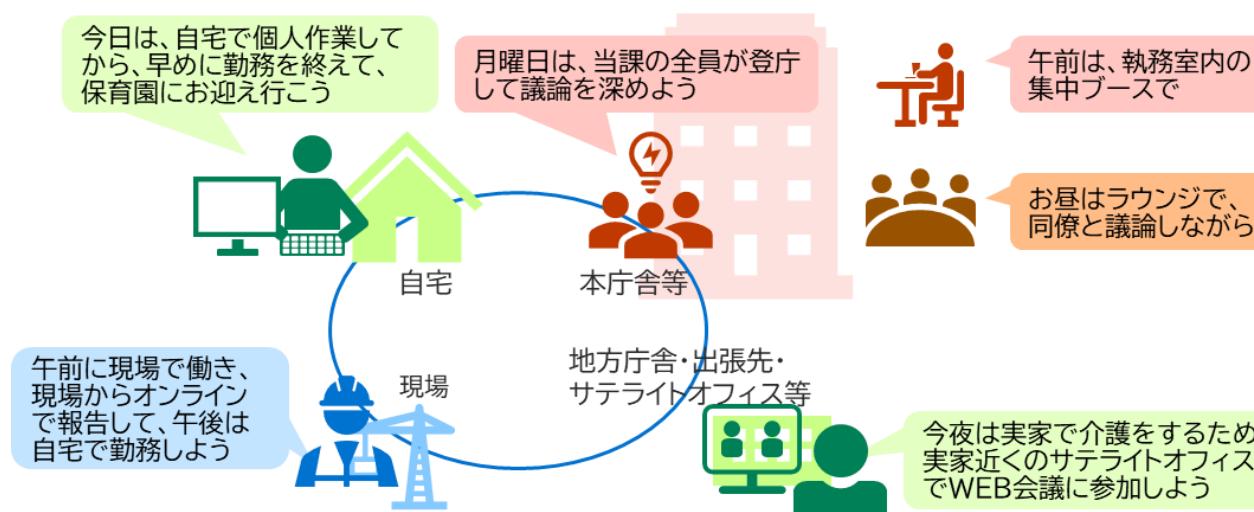
機能(利便機能、環境性能、危機管理)、働き方・執務スペース、県庁舎の位置について検討

# これまでの検討経緯等について(検討内容)(働き方・執務スペース ①目指す働き方)

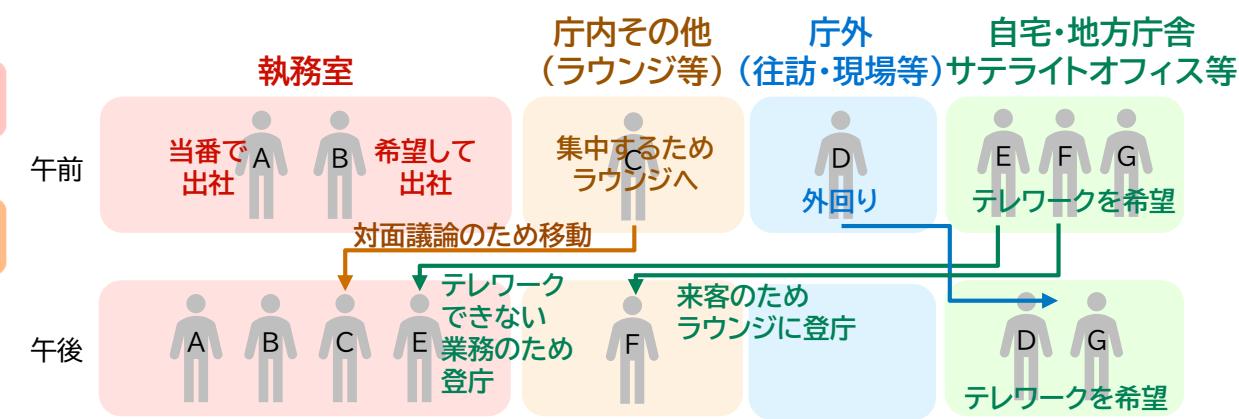
- 職員が多様で柔軟な働き方を実現し、ABW (※)が一般化していることを目指す(左図)。
- ABWが一般化すると、右図に示すとおり、登庁者数は所属人数よりも少ないことが常態化する。
- このような「ABWを基本とする働き方が、今後中長期的には、ほとんどの部署において実現可能である」ということが府内の各部署にヒアリングした結果確認された。

※ Activity Based Working(アクティビティ・ベースド・ワーキング):仕事内容や気分に合わせて、働く場所や時間を自由に選べる新しい働き方

## 埼玉県庁が目指す働き方のイメージ



## 登庁イメージ(A～Gの7名が所属する部署の場合)



登庁者数が所属人数よりも少ないことが常態化

# これまでの検討経緯等について(検討内容)(働き方・執務スペース ①目指す働き方)

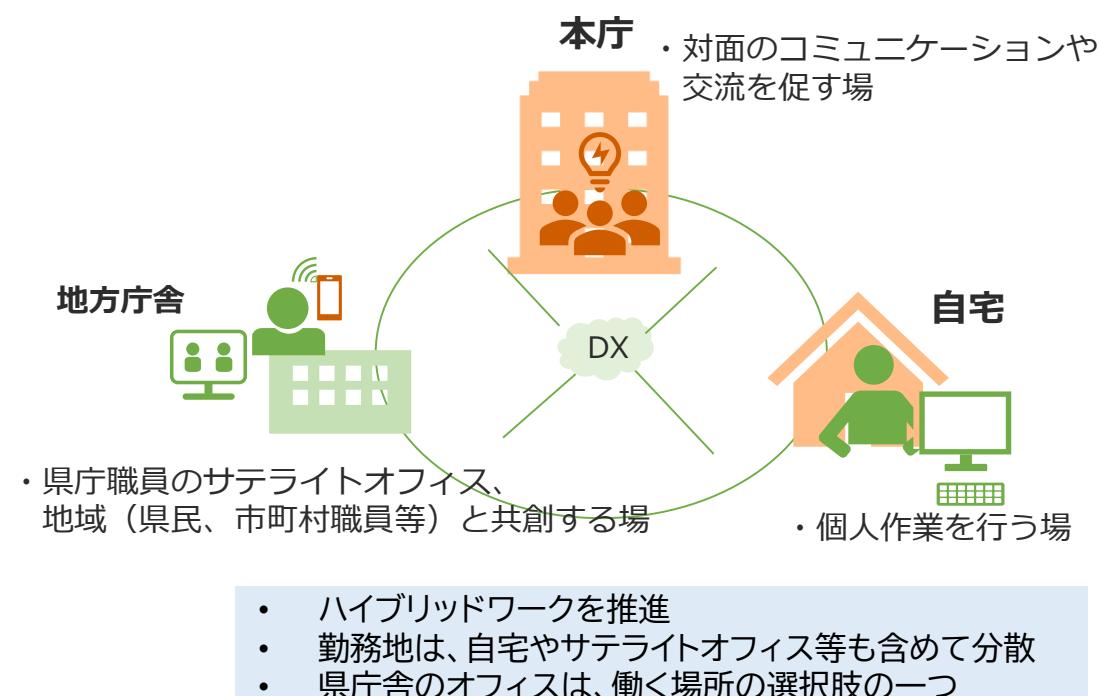
- ただし、ABWを推進するにあたっては、様々な課題が示された。
- よって、県庁舎の再整備までには、これらの課題を解決しながら、目指す働き方を試行しながら徐々にシフトすることが重要である。その際、DXにより県民サービスの質を向上させながら、試行と検証を繰り返す必要がある。
- 必要な試行を重ねるためには、組織風土変革等の働き方改革に資する各種取組を一層推進することともに、機械や外部にゆだねる業務を仕分けるタスクトランスフォーメーション(TX)を進め、職員の力を職員にしかできない業務に振り向けていくことが重要である。

課題の例	考え方及び想定される解決策の例
テレワークに馴染まない業務への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の内容等に応じて、登庁とテレワークを使い分ける</li><li>・ テレワークの利点と課題を勘案のうえ、業務全体で効率性を向上させることを目指す</li></ul>
電話対応の円滑化等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務用スマートフォン等を職員個人に貸与することでテレワーク時にも電話対応を可能とする(電話の取次ぎの削減)</li><li>・ サービスの質を確保することを前提に、電話による問合せ内容等を精査し、自動応答化や外部委託の有効性、即時的な回答の必要性等の観点で整理し、対応方法を検討する</li></ul>
対面が前提となっている協議・説明への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係者の理解及び職員の意識変容と機運醸成を図る</li><li>・ 真に必要な場合を除き、突発的な照会・短時間での対応を求めないという働き方に改める</li><li>・ 迅速性が求められない事案については、幹部等の関係者協議も、オンラインを積極的に活用する</li></ul>
人材育成・業務管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新入職員と育成担当の職員等が庁舎やサテライトオフィス等において一緒に勤務する日を確保する</li><li>・ 部署における会議や 1on1 ミーティングを定期的に開催する</li><li>・ 上司のマネジメントスキルの向上を図る</li></ul>
不測の事態等(不可抗力)の発生への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ テレワークの推進ルール等を整備し、不測の事態等の発生に対応するために必要な人員が登庁している状態を維持する(登庁とテレワークのローテーション等)</li><li>・ 大規模災害対応時における体制については、要検討</li></ul>

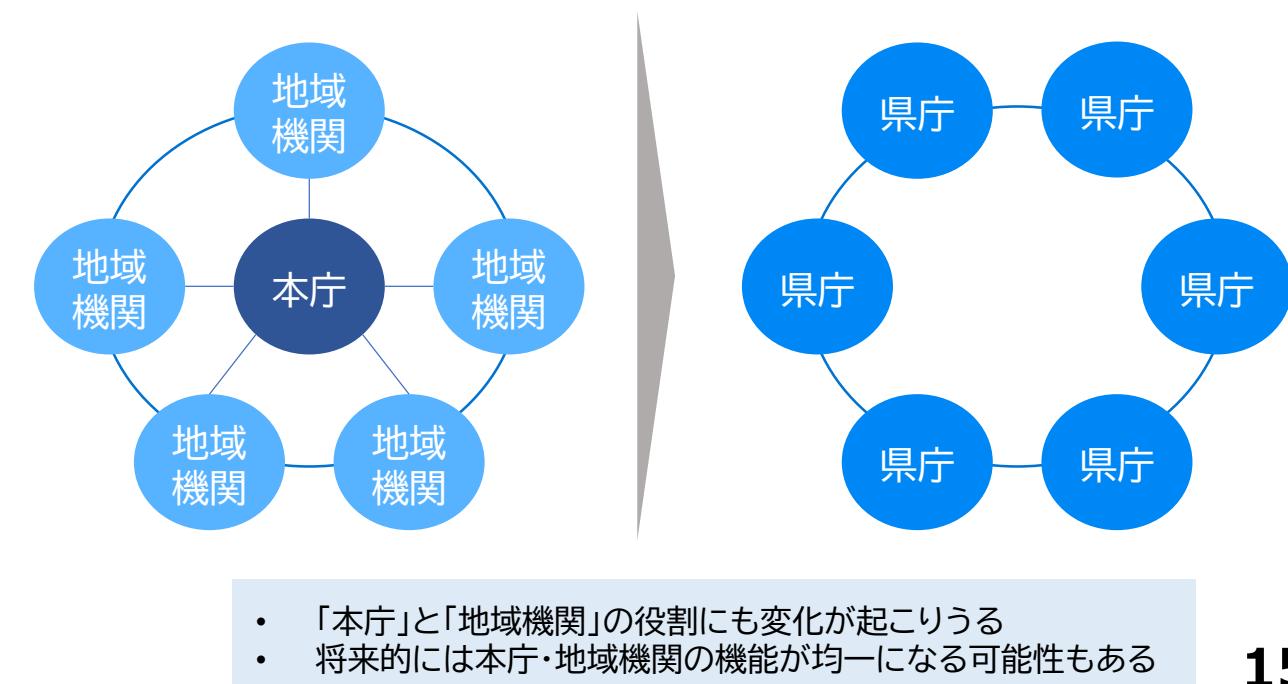
# これまでの検討経緯等について(検討内容)(働き方・執務スペース ①目指す働き方)

- これまでの県庁舎は、基本的にそれを勤務地とする県庁職員の全員が登庁して働く場所と位置付けられていた。
- ABWを推進し、職員がどこでも働くように制度・環境を整えると、職員は、本庁舎のみならず、自宅や地方庁舎等でも働くことが可能となる。
- 県庁舎のオフィスは、働く場所の選択肢の一つとなり、登庁する意味が求められるようになることなどから、オフィスの意義や果たすべき価値が変わる。
- 県民サービスのDX及びABWを基本とした働き方が実現すると、将来的には、本庁舎及び地方庁舎に求められる機能・規模が変わり、さらには本庁と地域機関の役割にも影響しうる。

将来の働き方のイメージ



本庁と地域機関の役割イメージ



# これまでの検討経緯等について(検討内容)(働き方・執務スペース ②目指すオフィス)

- ABWの推進により、職員が自律的に分散して働くことが増えることになる。そのため、より一層、県庁ではチーム力（ワンチーム）が重要となり、庁舎にはチーム力を高め、協働したくなる仕掛けが、ソフト・ハードの両面から必要となる。
- また、県庁舎の再整備を通じて、職員のウェルビーイング・ワークエンゲージメントを高める職場となることを目指す。これは、県民サービスの質向上及び職員の採用力強化・離職の抑制等の観点からも有効である。

## チーム力向上

- 取組例:マグネットスペース



出所:ジョーンズ ラング ラサール株式会社提供

- ✓ 動線等を工夫し、必ず通るように設置する
- ✓ 共通の話題を提供し、経験・知識の共有を促す
- ✓ 多様な人を垣根なく混在させる
- ✓ 会話が弾む雰囲気のある空間とする

### 導入が想定されるマグネットスペースの例

- 文房具や複合機の集約スペース、リフレッシュスペース
- 県及び県庁の情勢や事業の進捗等がリアルタイムで見える化されたスペース
- 職員の専門性や経歴を紹介し、職員同士のつながり・会話を生むスペース

## ウェルビーイング・ワークエンゲージメント向上

- 本県における一連の取組

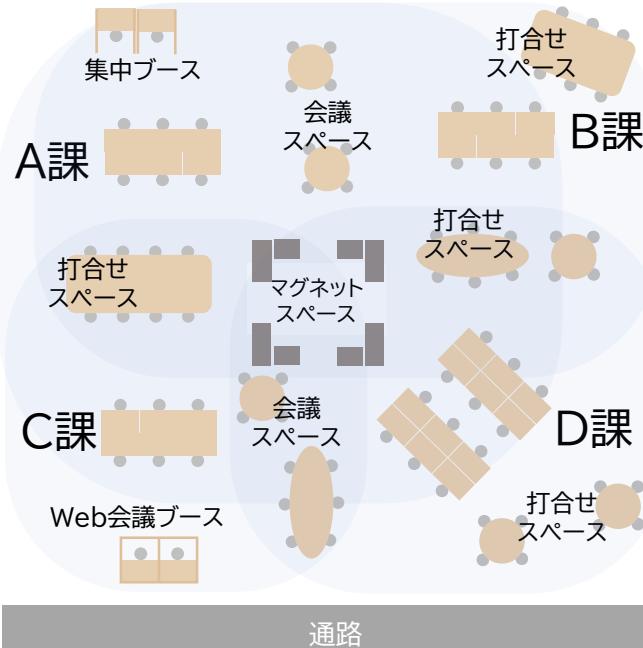


- 本県では、執務環境改善事業を平成29年度から検討を開始し、同30年度から実施。
- 令和3年度からは、同事業を発展させた、「スマートオフィス推進モデル事業」等を実施(写真)。
- 今年度は、ABWを推進するべく、スマートフォンを導入したフリーアドレスエリア等をモデル的に設置する「ワークエンゲージメント向上オフィス推進事業」を実施。

# これまでの検討経緯等について(検討内容)(働き方・執務スペース ③オフィス規模)

- コミュニケーションの活性化やスペースの有効活用のため、間仕切りのないオープンな空間とし、各部署のスペースを融合させることを想定する。
- 執務室は、部署ごとの業務特性等を踏まえて目指すコンセプトを整理し、それに応じて機能やレイアウトをカスタマイズする。
- 執務室の規模算出は、一律に部署の所属人数に単位面積を乗じるのではなく、将来的な業務のDX・TXやテレワーク環境の整備等を踏まえ検討する。
- コンパクト化を想定するが、それのみを追求すると業務の効率性・快適性が損なわれる。働きやすさの向上のために集中スペースやマグネットスペース等、面積が増加する要因もあることに留意が必要。

## 目指すオフィスのイメージ



## 本県が検討する規模算定(これまでの規模算定との違い)

これまでの規模算定	項目	本県が検討する規模算定
人数に原単位を乗じる画一的な算定方法	基本的な考え方	必要な座席数(ワークポイントの考え方)に基づき、埼玉県庁の働き方等の実態に即して算定
所属人数ベース	人数	執務室の在席要否、テレワークの希望を踏まえた在席人数ベース
役職があがると、面積が広くなる	一人当たりの面積	基本的に平等とする(役職席を原則廃止)
基本的に、各部署共通の機能を導入	機能の考え方	各部署の働き方を踏まえて導入する機能と数を設定
ユニバーサルレイアウト※ 指定席(固定席)	席のレイアウト・運用	多様な席を回遊性を持たせて配置する原則、フリーアドレス
諸室面積の合計に、一定の数値を乗じて 通路面積を算出	通路面積	諸室面積ごとに最適な通路率を乗じて最適な面積を算出

※机等の什器類の寸法や配置を統一したレイアウト(長机を横一列に配置することが基本)

# これまでの検討経緯等について(検討内容)(求められる機能 ①利便機能)

- 県庁舎への導入が考えられる利便機能を、DX化の進展や新しい働き方の浸透の可能性を踏まえ、整理した。
- 将来の県庁舎を「行政手続きを行う場所」から「県の未来を考え、問題を解決し、発信する中心地」と位置づけ、県民等との連携を高める機能の導入を検討する。
- 県民等向け機能のうち、賑わいを創出する機能の導入については、広域自治体の庁舎の在り方から慎重に判断する必要がある。

導入が考えられる利便機能		利便機能に関する観点
職員向け	<ul style="list-style-type: none"><li>仮眠室・更衣室</li><li>保育所・託児所</li><li>福利厚生施設</li></ul>	<p><b>新たな働き方の場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>コワーキングスペース等の作業や打合せ等ができる環境が提供されており、<u>新しい働き方を実践できる</u></li></ul>
県民等向け	<ul style="list-style-type: none"><li>窓口・相談スペース</li><li>活動・交流スペース</li><li>情報発信スペース</li><li>展望台</li><li>授乳室・託児所</li></ul>	<p><b>新たな価値を創造する場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>官民共創スペース等の人と人の交流が生まれ、<u>新たな価値の創造活動を促す場</u>となっている</li></ul>
双方向け	<ul style="list-style-type: none"><li>コンビニ・ATM</li><li>カフェ・食堂</li><li>コワーキングスペース</li><li>官民共創スペース</li></ul>	<p><b>情報・価値観の発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>単に特産品等を展示・紹介するだけではなく、<u>実現したい社会や組織の理念を体験できる</u>ような空間づくりを行っている</li></ul>
フレキシビリティの視点		
		<ul style="list-style-type: none"><li>これら利便機能の導入を検討する際は、有事の際には防災スペースに転用できるなど、フレキシビリティ(柔軟性)の視点を導入する必要がある</li></ul>

## これまでの検討経緯等について(検討内容)(求められる機能 ②環境性能)

- 県庁舎再整備における脱炭素の取組については、ZEB Ready相当の環境性能を最低限の目標設定と捉え、建物の省エネや再生可能エネルギーの活用、エンボディドカーボンの削減等、多角的な検討を行うことが必要である。
- 一方、環境共生型庁舎の整備には、一般的な庁舎と比べ、より多額の整備費用がかかる。対策としては、補助金やグリーンボンドの活用による資金調達や、施設のダウンサイ징等による整備費用の削減などが有効である。

### 環境共生型庁舎の実現

#### 再生可能エネルギーの活用

#### 省エネルギー性能の確保

#### ZEB化

#### 木造・木質化

#### セキュラーエコノミーの推進

- ZEB Ready相当の省エネルギー性能の確保が最低ライン。
- これに加えて、さらなる省エネルギー性能の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの活用について積極的に検討すべき。
- 庁舎における使用電力における再エネの割合を高めていくことが重要。

- 可能な範囲で、部分的にでも木造・木質化に取り組んでいくべき。
- 木造・木質化においては、木材の調達方法についても要検討。

- できるところから検討を開始することが重要。
- エンボディドカーボン※の削減に注目が集まっていることにも留意。

※建物の資材製造・建設から廃棄までに排出される運用時を除いた温室効果ガスの総和。

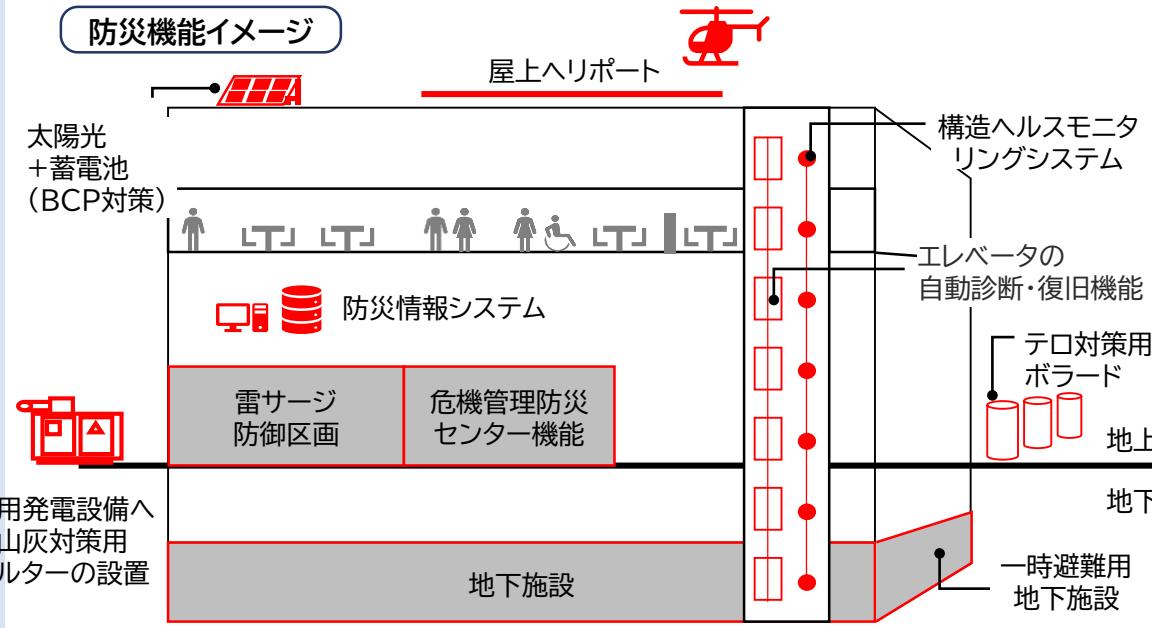
環境配慮に関連した補助金等の活用、  
グリーンボンドといった  
資金調達方法の検討

環境の改善に努めている  
建設事業者による整備を促す

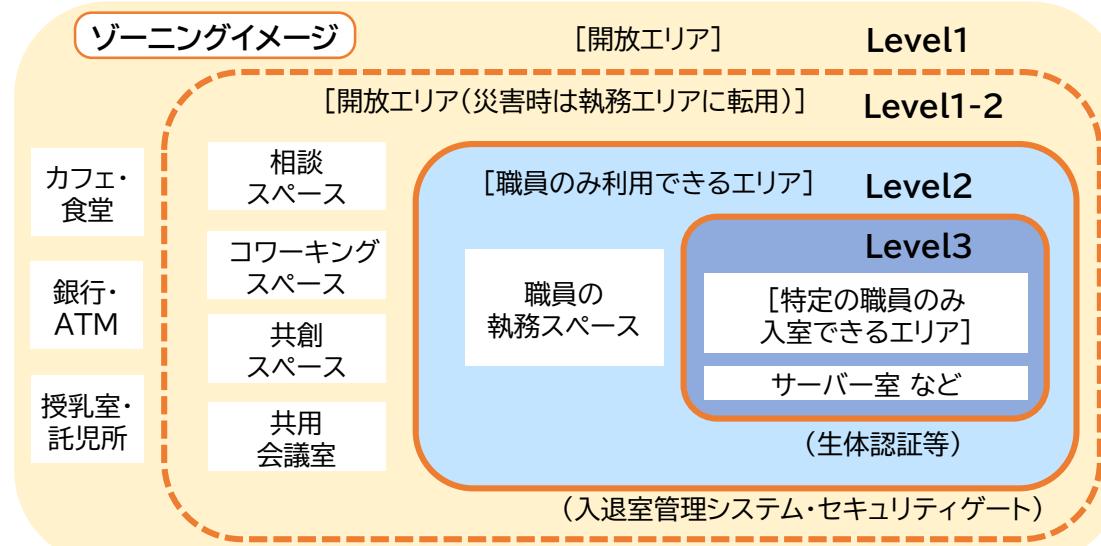
調達や輸送・建設段階においても  
CO2を排出しない取組を行う

# これまでの検討経緯等について(検討内容)(求められる機能 ③危機管理)

## 防災



## セキュリティ



- 近年の自然災害の激甚化・頻発化や、テロ等の新たな脅威の発現を踏まえ、耐震性などに関する現在の被害想定を見直し、長期的な視点からハード、ソフト面の対策を議論することが重要である。
- 災害時に本庁舎が機能停止に陥る可能性も考慮し、業務のDX化をこれまで以上に進め、勤務場所に左右されず業務が継続できる体制をつくる必要がある。
- 秘匿性の高い情報の管理に必要な高度なセキュリティと、「開かれた県庁」としてのオープンさを同時に確保するために、バランスをとったゾーニングを設定する必要がある。
- ゾーニングの設定にあたっては、非常時に開放エリアを執務エリアに変更するなどフレキシビリティの視点も重要である。
- セキュリティ向上の取組としては、ICカードによる入退室管理システムや、AIセンサーなどがあげられる。

# これまでの検討経緯等について(検討委員会、専門家会議での主な意見)

○これまでの検討委員会、専門家会議での主な意見を紹介する。

## 働き方

- ・ 県民サービスの相手側である県民や事業者の方々の行動もDXに伴って大きく変わってくることを視野に入れておいた方が良い。
- ・ 登庁して勤務する職員に比べ、テレワークの職員は日常会話から情報を得にくいなど 職員間で情報量が偏ることが課題として挙げられる。様々なコミュニケーションツールを試験的に導入して試行していくことが大切である。

## 執務スペース・規模の算定

- ・ 執務スペースの規模算定においては、登庁者数に一律で単位面積を乗じて算定するのではなく、マグネットスペースなどのワークエンゲージメント向上に資する機能を設置するために、ある程度の広さを確保できるよう検討する必要がある。
- ・ 民間企業では、テレワーク中心から出社への回帰の動きがある。そのような 振り戻しが発生する可能性を念頭に、執務スペースの規模の算定を行うべきである。

## 利便機能

- ・ フェーズフリーは重要なキーワードである。利便性の観点で機能しながら、同時に危機管理にも寄与するなど、1つの機能を高めていくことが、他の機能を高めていくとの視点についても検討すべきである。

## 環境性能

- ・ 県はカーボンニュートラル宣言を掲げており、県庁舎の環境性能向上は、県の姿勢を示す良い機会である。ZEB化を前提とした検討が必要不可欠である。
- ・ 建築設計での環境に関する考え方においてZEBとWELLという概念があるが、相反することがある。ZEBの達成より、職員の幸せや健康を上位概念において、建築空間を検討すべきである。

## 危機管理

- ・ 開かれた庁舎は重要であるが、一方で行政機能としては、セキュリティの確保も重要な課題である。また、テレワーク等の職員の働き方改革を促進するためにはセキュリティシステムと働き方を連携させる必要がある。
- ・ 災害時は、庁舎などに職員が集まってマンパワーで対応することも想定される。庁舎のコンパクト化の話があつたが、災害時には災害対応拠点としてある程度のスペースの確保は必要。
- ・ 災害対応は重要なポイントである。県内市町村が被災した際も、県庁が機動的に対応できるような庁舎を考える必要がある。

## これまでの検討経緯等について

これまでの検討結果等について御意見をお伺いする。

# 本日の議題

1 県庁舎の状況について

2 懇話会の進め方について

3 これまでの検討経緯等について

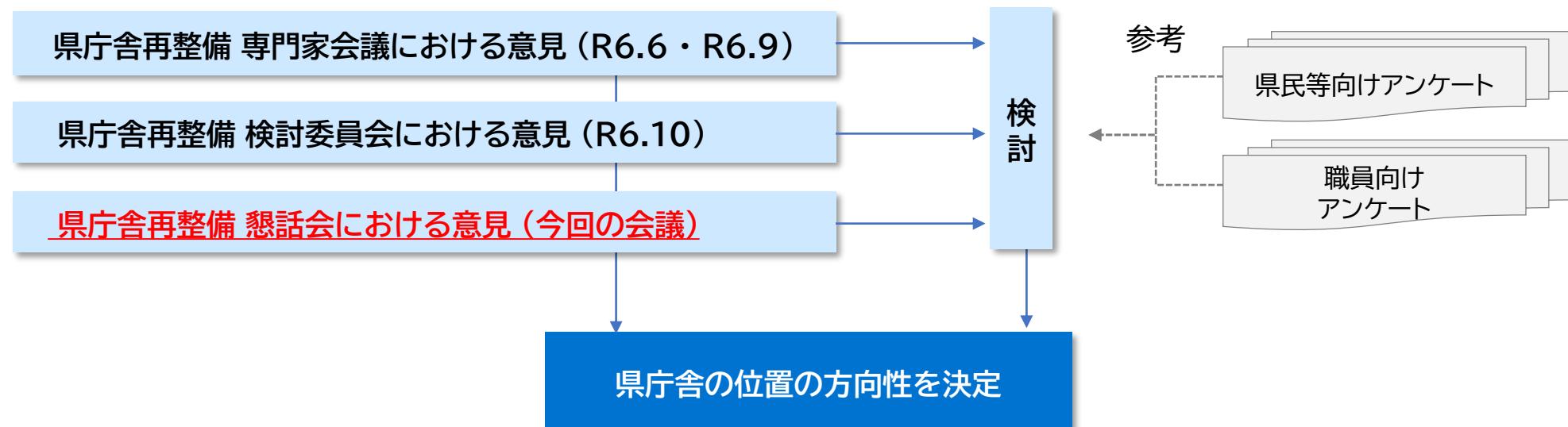
4 県庁舎の位置に関する意見について

# 県庁舎の位置に関する意見について(位置の検討)

## 【県庁舎の位置に関する知事答弁の概要（令和6年6月定例会 一般質問）】

- 県庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に事務所の位置に関する定めがあり、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならぬ。」とされている。
- 将来の事務所のあるべき姿を想定し、その意義や事務所の立地が周辺地域に与える影響なども考慮する必要がある。
- 幅広い御意見をお聴きした上で、今年度(令和6年度)中を目途に、県庁舎の位置について一定の方向性を示していきたい。

## 【県庁舎の位置の検討フロー】



# 県庁舎の位置に関する意見について(位置の検討)

## ■ 県庁舎再整備 専門家会議

(R6.6)

- ・現在地について
  - ・県庁舎の位置の条件について
  - ・現在地建替えと移転のメリットデメリットについて
- (R6.9)
- ・交通アクセス、都市整備の状況、災害リスクの評価

## ■ 県庁舎再整備 検討委員会

(R6.10)

- ・現在地について
- ・県庁舎の位置の条件について
- ・現在地建替えと移転のメリットデメリットについて
- ・交通アクセス、都市整備の状況、災害リスクの評価
- ・鉄道駅周辺の県有地の整理

## ■ 県民等向けアンケートの実施

・期間:R6.7.8～R6.8.7  ・回答者:2,720人

Q.現在地建替えと移転について

- |          |         |
|----------|---------|
| ・現在地がよい  | … 34.9% |
| ・移転がよい   | … 42.9% |
| ・どちらでもよい | … 19.4% |

Q.再整備において最も重要なものを(1つ選択)

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ・既存の県有地を活用して土地の取得費用をかけない | … 30.6% |
| ・交通の利便性がよい地域             | … 28.3% |
| ・自然災害リスクの低い場所            | … 21.3% |

## ■ 職員向けアンケートの実施

・期間:R6.7.8～R6.7.19  ・回答者:3,504人

Q.現在地建替えと移転について

- |          |         |
|----------|---------|
| ・現在地がよい  | … 30.4% |
| ・移転がよい   | … 15.2% |
| ・どちらでもよい | … 49.4% |

Q.再整備において最も重要なものを(3つまで選択)

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| ・交通の利便性がよい地域             | … 1,841件 |
| ・既存の県有地を活用して土地の取得費用をかけない | … 663件   |
| ・自然災害リスクの低い場所            | … 541件   |

# 県庁舎の位置に関する意見について(位置に関する規定①)

- 県庁舎の位置については地方自治法に以下のとおり規定されている。

## 地方自治法 第4条

- (1) 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- (2) 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならぬ。
- (3) 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

※ なお、警察本部の位置については、警察法第47条に以下のとおり規定されている。  
(警察法第47条 警視庁及び道府県警察本部)  
・警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

# 県庁舎の位置に関する意見について(位置に関する規定②)

- 官公庁施設の新築・建替等を計画する際の位置の選定に当たっての留意事項として、国から 以下のとおりガイドラインが示されている。

## 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

### 2 施設の位置の選定

#### ①留意事項(1)

##### 1. 災害時における人命の安全確保その他の必要な機能確保

新築・建替等の計画に当たっては、地震及び津波による災害時においても、人命の安全の確保や重要な財産の保全その他の必要な機能の確保が図られるよう、地震による地盤の液状化、土砂崩れや斜面崩壊、津波による浸水等の災害が生じる可能性が低い敷地を選定することが必要となります。

ハザードマップに掲載されている液状化、土砂災害、津波による浸水等の区域、存在が判明している活断層の位置等が参考となります。

# 県庁舎の位置に関する意見について(現在地について)

- 本県を3つのゾーンと10の地域に区分すると以下のとおりとなる。
- 県庁所在地であるさいたま市が位置する県南ゾーンは都心から10~30km圏の範囲内にあり、本県の総人口の半数以上が居住している。



# 県庁舎の位置に関する意見について(現在地について)

○ 現在地の状況について以下のとおり整理した。

条件	現在地の状況
交通アクセス	周辺の道路体系は国道17号、国道463号等からなる。 最寄り駅の浦和駅からは800mで十分に徒歩圏内。
周辺地域の都市整備の状況	浦和駅周辺は商業、行政、文化、住居機能が集積している。
自然災害等のリスク	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、液状化リスクの高い地域には該当しない。 首都直下地震や台風などの災害に備え、道路啓開体制の強化や河川改修など災害時の避難体制の強化が進められている。
他の官公署との近接状況	地方裁判所など行政機関が集積。
面積	敷地面積は危機管理防災センター敷地も含めて約6.7万㎡。現在地建て替え方式を採用した場合でも十分な敷地面積である。
形状	南北に約250m、東西に約250m、敷地形状としても適当。

# 県庁舎の位置に関する意見について(現在地建替えと移転との整理)

- 県庁舎再整備にあたっては、現在地建て替えと移転の2手法が考えられる。
- 2手法について一般的なメリットとデメリットを整理した。

	メリット	デメリット
現在地 建て替え	<ul style="list-style-type: none"><li>・用地取得のコスト、時間が不要</li><li>・広く県民に認知されている</li><li>・すでに人口集積、交通網が充実</li><li>・十分な敷地が確保されている</li><li>・災害リスク等に大きな問題はない</li><li>・築浅の既存庁舎を存置した柔軟な整備計画及びコスト縮減が検討可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地理的に県の中心部ではない</li><li>・工事中の利用者動線の確保が必要</li><li>・配置計画等によっては先行解体及び仮設庁舎が必要</li></ul>
移転	<ul style="list-style-type: none"><li>・移転先で新たな街づくりが進む</li><li>・移転先の状況等によっては現在地建て替えよりも工期が短縮できる可能性がある</li><li>・現庁舎跡地の利活用の可能性がある</li><li>・職員及び家族のライフプラン等に好影響が生じうる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・用地取得のコスト、時間が必要</li><li>・選定地によっては、新たな公共交通網や水道・ガス等の整備が必要</li><li>・広く県民(県民一般や現在地周辺)の理解を得るのに相当の期間を必要とする</li><li>・職員及び家族のライフプラン等に変更が生じうる</li></ul>

# これまでの検討経緯等について(検討委員会、専門家会議での主な意見)

○これまでの検討委員会、専門家会議での主な意見を紹介する。

## 県民・地域との関係性

- ・「来ない県庁」を進めている中で、「住民の利用が具体的にどのような利用か」について、整理するべきである。来庁者の目的(手続、官民共創のためのディスカッション等)や、その目的のために来庁すべきかについても整理する必要がある。
- ・現在地で建替えを行う場合、近隣住民にとっての周辺環境の変化を考慮することも重要である。特に、現在の庁舎は緑地が豊富であるが、建替後の、緑地の考え方や近隣住民への配慮についても、現在地建替えと移転のメリット・デメリットを考える際に検討すべきである。
- ・現在、3,000人程度の職員が県庁舎に登庁しており、県庁は地域経済や政治の中心の役割を担っているが、今後、手続のオンライン化等がさらに進むことにより、その役割が大きく変化するだろう。県職員のオフィスという側面が強くなることが考えられる。
- ・外部機関に往訪することが多く、そのような機関の多くはさいたま市内に位置している。関係機関との関係についても考慮されたい。

## 考慮すべき要素

- ・移転先候補となる具体的なエリアや土地が現時点であるわけではなく、エリアや土地の比較評価は行えないとされている状況では、現在地の評価が重要である。交通アクセス・都市整備の状況・災害リスクを見るに、現在地に大きな課題・問題はないと思われる。
- ・近年、県庁の人材確保が課題になっている。県庁が若い人に就職先として選ばれるためには、県庁舎の交通アクセスや周辺の賑わいも重要なと考える
- ・災害時に災害対策本部を設置することを考慮すると、周囲より高い場所であり、水害リスクが少なく、地盤の安定した土地に建設する必要がある。
- ・現在の交通の利便性だけではなく、今後まちづくりと周辺環境整備が可能な地域であるかどうかということも考慮すべきだ。
- ・今後は候補となる土地を具体的に評価し、検討を進める必要があるのではないか。

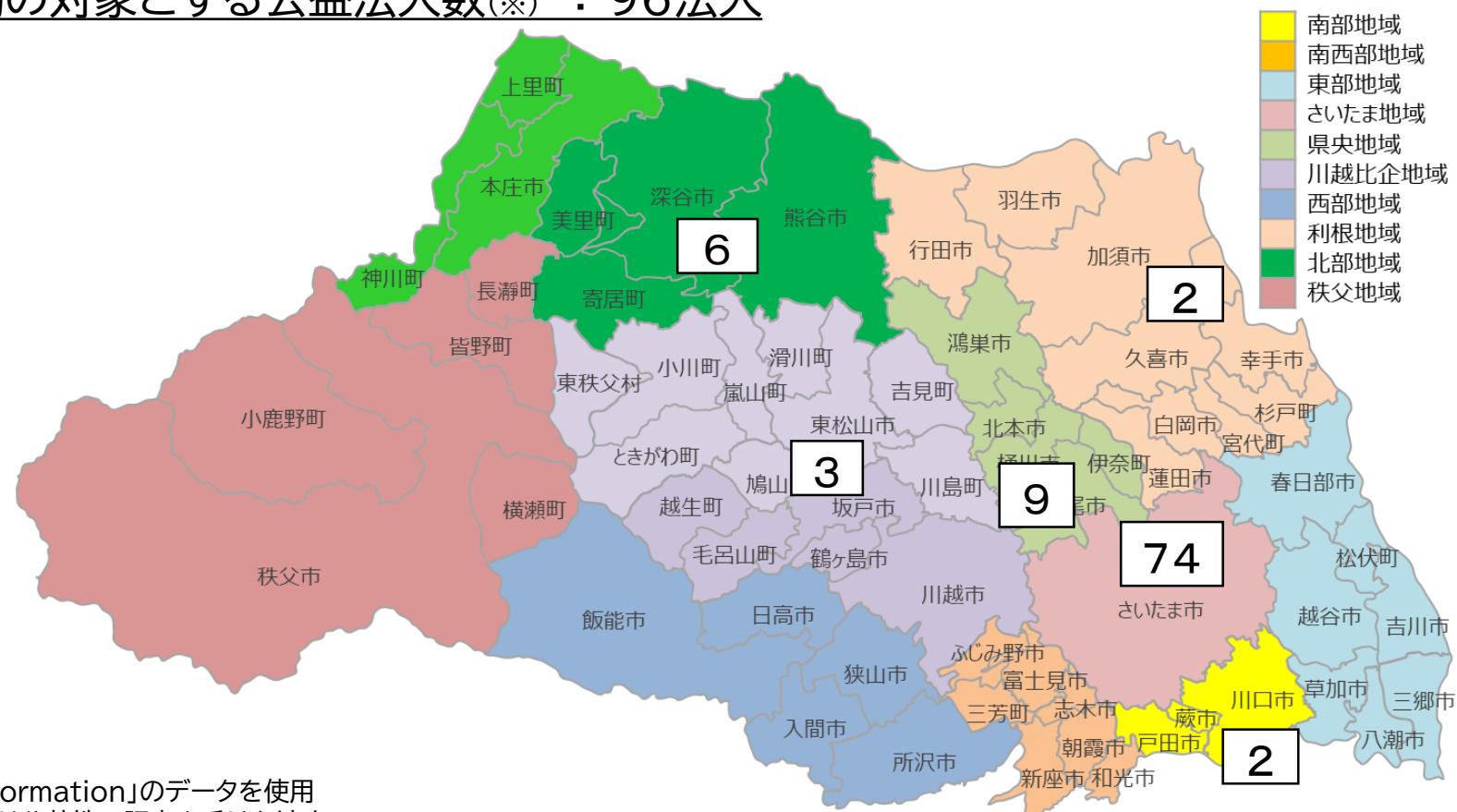
# 県庁舎の位置に関する意見について

県庁舎の立地が周辺地域に与える影響、県行政との関わりなどの観点から、県庁舎の位置についての御意見をお伺いする。

# 参考資料(公益法人の所在地について)

- 前回の検討委員会において、委員から県と関係団体との連携についての発言があったことを受けて、県行政と関わりの深い団体と考えられる公益法人の所在地の状況について整理した。
- 県内には県全域を活動の対象とする公益法人が96法人あり、そのうち74法人が県庁所在地であるさいたま市に集積している。なお、そのうち43法人が浦和区に所在している。

県全域を活動の対象とする公益法人数(※)：96法人



※内閣府「公益法人information」のデータを使用  
※公益法人認定法により公共性の認定を受けた法人